

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年9月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300168号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300039号

第1 結論

請求者のA社における令和2年12月28日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

令和2年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年12月28日

請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)、事業主から提出された給与台帳及び請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前記の賞与支払届、給与台帳及び賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、請求者の令和2年12月28日に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和5年5月16日受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年12月28日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300176号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300040号

第1 結論

1 請求者のA社における平成26年12月16日の標準賞与額を27万6,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年8月
② 平成22年12月
③ 平成23年8月
④ 平成23年12月
⑤ 平成24年8月
⑥ 平成24年12月
⑦ 平成26年12月

年金記録を確認したところ、請求期間に係る標準賞与額の記録がなかったが、当該期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間⑦について、B銀行から提出された請求者に係る取引明細表(以下「取引明細表」という。)及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は平成26年12月16日に標準賞与額27万6,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、平成 26 年 12 月 16 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から⑥までについて、事業主は、請求期間当時の担当者は既に亡くなっており、賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認できる資料はない旨回答している。

また、請求期間①から⑥までの期間においてA社の取引先金融機関であったB銀行は、当該期間における取引履歴は保存期間が経過しているため提供することができない旨回答しているほか、請求者が当該期間における住所地であったとするC市は、当該期間に係る年間の給与所得額及び社会保険料控除額が確認できる住民税の課税資料は保存期間が経過しているため提供できない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300210号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300041号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成23年8月10日は11万8,000円、同年12月16日は16万7,000円、平成24年8月10日及び同年12月17日は17万円、平成25年8月12日は16万1,000円、同年12月16日は14万5,000円、平成26年12月16日は16万2,000円に訂正することが必要である。

平成23年8月10日、同年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年8月10日、同年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年8月
② 平成23年12月
③ 平成24年8月
④ 平成24年12月
⑤ 平成25年8月
⑥ 平成25年12月
⑦ 平成26年12月

請求期間においてA社に勤務し賞与を支給されたが、年金記録を確認したところ、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与が振り込まれた金融機関口座の通帳を提出するので、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された請求期間に係る預金通帳の写し（以下「預金通帳」という。）及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は平成23年8月10日、同年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日に同社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑦までに係る標準賞与額については、預金通帳及び同僚から提出された各請求期間に係る賞与明細書により推認される賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は11万8,000円、請求期間②は16万7,000円、請求期間③及び④は17万円、請求期間⑤は16万1,000円、請求期間⑥は14万5,000円、請求期間⑦は16万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年8月10日、同年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300182号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300038号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年10月15日から昭和57年2月15日まで

② 昭和57年2月15日から平成2年5月28日まで

A社に勤務した請求期間①及びB社に勤務した請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。給与明細書等は保管していないが、請求期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、C市に存在していたA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨主張しているが、請求者のA社に係る雇用保険の記録は確認できない。

また、オンライン記録及び紙台帳検索システムからは、C市にA社の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、D法務局E出張所は、同市においてA社の法人登記は見当たらない旨陳述していることから、事業主が特定できず、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、A社に類似する名称の事業所として、適用事業所名簿から、請求期間①の一部期間においてF市に存在していたG社(適用年月日は昭和45年11月1日、全喪年月日は昭和55年3月26日)は確認できるものの、同社に係る事業所別被保険者名簿から請求者の氏名は確認できない。

2 請求期間②について、雇用保険の記録により、請求者は、当該期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、請求者が同社に勤務していた期間より後の平成6年12月5日であり、同社の事業主も、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるほか、同社のオンライン記録からは、請求者の氏名は確認できず、被保険者整理番号に欠番はない。

また、オンライン記録により、B社は、平成18年9月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は、生前、日本年金機構の照会に対し、請求者の請求期間②に係る届出の事実及び保険料納付の事実を確認できる資料について、会社が20数年前に倒産したため、何も残っていない旨回答している。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。